

第十三号議案

調査、審査等に出頭する者並びに公聴会に参加する者の費用弁償条
例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年二月二十日

提出者 江戸川区長 多田正見

調査、審査等に出頭する者並びに公聴会に参加する者の費用弁償条例の一部を改正する条例

調査、審査等に出頭する者並びに公聴会に参加する者の費用弁償条例（昭和四十一年六月江戸川区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「四級」を「三級」に改める。

付 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（説明）

行政系人事制度の見直しにより、職務の級が変更されるため、規定を整備する必要がありますので、本案を提出いたします。

調査、審査等に出頭する者並びに公聴会に参加する者の費用弁償条例の一部を改正する条例に対する修正案

第十三号議案 調査、審査等に出頭する者並びに公聴会に参加する者の費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように修正する。

「第二条第二項中「四級」を「三級」に改める。」を
第一条第三号中「常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会（以下「委員会」という。）」を「議会」に改め、同条第四号中「委員会」を「議会」に改める。

第二条第二項中「四級」を「三級」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、前条第二号、第三号又は第四号の規定により出頭又は参加を求めたときは、江戸川区から給料を受ける職にある者には、日当及び旅費を支給しない。
に改める。

付則を次のように改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第二項の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

(修正理由)

江戸川区議会会議規則(昭和三十一年十月議会規則第七号)の改正に伴い、本会議に調査、審査等のため出頭又は参加した者への費用弁償に係る規定を整備する必要があるので、第十三号議案に対する修正案を提出いたします。